

共通封筒への広告掲載に係る Q&A

Q：広告掲載は、何の目的で行うのですか。

市の共通封筒を広告媒体として活用することにより、封筒等作成経費の財源を確保するとともに、民間事業者等に広告宣伝の場を提供することで、地域経済の活性化に貢献しようとするために行うものです。

Q：どんな広告でも掲載できますか。

市が行う広告事業であることから、社会的に信用度の高い情報であり、広告内容はそれにふさわしい信用性と信頼性を持っている必要がありますので、広告掲載の範囲に一定の制限を設けています。

具体的には、香取市広告掲載要綱第4条及び香取市広告掲載基準に掲載できないものの範囲を定めています。

市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの、公序良俗に反するもの、政治活動、宗教活動、意見広告などの広告は掲載できません。

Q：どのような方法で広告掲載をする事業者を決めるのですか。

募集定数を越えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定します。優先順位による決定ができない場合については、抽選により決定します。

優先順位	広告を掲載する者
第1順位	市内に事業所を有する事業者
第2順位	公益を目的とする事業を行う事業者

Q：広告内容の責任は、市も負うのですか。

広告内容の責任は、全て広告主の責任となります。なお、広告欄外に、「香取市は財源確保の取組みとして、事業者の広告を有料で掲載しています。市は広告の事業者、その製品及びサービス等を推奨するものではありません。広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。」の表記を入れさせていただきます。

Q：広告原稿の作成経費は、広告掲載料金に含まれるのですか。

広告原稿の作成に係る費用は、広告掲載料金には含まれません。全て広告主の別途負担となります。

Q：広告掲載の決定後に掲載を取り消されることがありますか。

市の行政運営に支障があるとき、虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき、広告掲載の決定後「香取市広告掲載要綱」等の規定に反する業種や事業者となったときなどは、掲載の取消しを行います。

Q：広告掲載料金は、掲載前ならば還付してもらえますか。

既納の広告掲載料金は、還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載されなかったときは、還付します。

Q：広告を掲載した封筒は、どのような用途で使用されるのですか。

広告を掲載した封筒は、市内外の個人及び団体に対する文書の送付のほか、市職員の事務、庁舎内情報コーナーの資料持ち帰りなど幅広い用途で使用します。

※業務の性質や用途によっては、広告なしの封筒を使用する場合があります。

Q：どのような流れで広告が掲載されるのですか。

申込みから掲載までの大まかな流れを以下のとおりとなります。

